

第7回創業等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年5月27日（月）14：00～14：55

2. 場所：内閣府合同庁舎4号館4階第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）大崎貞和（座長）、大田弘子（議長代理）、浦野光人、滝久雄、森下竜一
（専門委員）川本明

（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）

（事務局）羽深規制改革推進室次長、中原参事官、武藤参事官

4. 議題：

（1）国際先端テストの報告

（2）創業等ワーキング・グループ報告書について

5. 議事概要：

○羽深次長 それでは、時間になりましたので、第7回創業等ワーキング・グループを開催いたします。

御多用中、皆様、毎回御出席ありがとうございます。今日は大臣にも御出席いただきありがとうございます。

なお、金丸委員、長谷川委員、久保利専門委員が御欠席でございます。大田議長代理に御出席をいただいております。

まず、開会に当たりまして稲田大臣から一言御挨拶をお願いいたします。

○稲田大臣 本日は委員の皆様方、お集まりいただきましてありがとうございます。

今日は報告書案について御議論いただくことになっております。短期間にいろいろ建設的な御意見、御議論をしていただけてここまで来たことに感謝申し上げます。いよいよ大詰めでございますので、本日も活発な御議論をどうぞよろしくお願いいたします。

○羽深次長 どうもありがとうございました。

それでは、これから議事に入りますが、その前に本日のワーキング・グループは非公開ということになっておりますが、答申の発表後には議事概要を公表させていただきますのでよろしく申し上げます。

それから、創業等ワーキング・グループ報告書の内容に関する事項を今日御議論いただきますけれども、これは答申の決定までは対外非公表とし、本日の配布資料につきましても、会議終了後一旦回収させていただきますので御承知おき願います。

時間ですけれども、今日は3時までということで、他の議事についてはそんなに時間がかからないと思いますので、そういうことで進めさせていただければと思います。

では、大崎座長、後をよろしく申し上げます。

○大崎座長 それでは、早速ですが、議題1「国際先端テストの報告」に関しまして、事

務局からの御説明をお願いいたします。

○中原参事官 それでは、資料1-1を御覧いただければと存じます。

創業等のワーキング・グループを含めまして、国際先端テストの項目につきましては30日の規制改革会議におきましてまとめて報告がされる予定でございましたので、それに先立ちまして当ワーキング・グループにおきまして実施しました国際先端テストの報告の在り方についてお諮りするものでございます。

最初に「⑨先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化」ということでございまして、これは全体についてそうですけれども、規制の概要・課題、規制所管省庁の回答、規制改革会議の意見という形でまとめてございまして、最後に参考資料として各省から提出のあった資料をつけるという構成でございまして。

まず「⑨先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化」に関します規制改革会議の意見としましては、日本ではグーグルカーのような車両の公道走行が実現していない、そもそも両国の車両保安基準の範囲には相違があるのではないかと、激しい技術開発競争が行われている自動車産業の現状を踏まえ、大臣認定の処理手続について2か月の標準処理期間を短縮すべきではないかと、一旦大臣認定を取得した後に車両仕様や試験計画を変更する場合、変更内容が軽微なものについては簡素なやり方を検討すべきではないかということに記載させていただいております。

それから、「⑩ビッグデータ・ビジネスの普及（匿名化情報の取扱い）」についてでございます。これにつきましては規制改革会議の意見としましては、現行規定ではどのような合理的な匿名化のための措置をとれば個人情報に該当しなくなるかが分からず、事業者がビッグデータを利活用しようという発想になりにくい、個人情報保護法を所管する主務省庁としてこうすれば大丈夫といういわゆるセーフハーバールールを早期に明示すべきではないかということに記載をさせていただいております。

次に資料1-3「輸出通関申告官署の自由化」についてでございます。規制改革会議の意見としましては、米国の申告先自由、事業者特例なし、24時間対応というサービス水準を日本の通関行政でも政策目標として設定すべきではないかと、少なくともAEOの輸出申告については、船積地にかかわらず一元的にNACCSに申告することによって輸出通関手続が完了するよう具体的に検討すべきではないかと、平成29年の新NACCSの更改に向けて上記取組の工程表を明確化していくべきではないかということに記載させていただいております。

「⑫市外局番（0AB～J番号）の取得に係る品質要件の見直し」でございますけれども、当会議の意見としましては、現行の品質要件の一つである安定品質という抽象的な要件は米国にもフランスにも見られない要件であり、地域的な識別が重要な価値を持つ固定電話市場への実質的な参入規制となっているのではないかと、米国・フランスいずれかの国で日本の要件に相当する基準が設けられている場合でも、その数値は同等あるいは日本の方が高い水準に設定されているのではないかと、技術的な規制基準の設定ではなく、競争により消費者が品質とコストを選択することによるイノベーションや国民経済上のメリットも認

識すべきではないか、音声品質の確保を、品質要件を事業者に課するという手段ではなく、事業者自身による品質の公表という手段で代替することが可能ではないかということ⑫番のOAB～J番号、市外局番に係る品質要件の見直しとして記載をさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても規制改革会議の見解と申しますところは灰色で塗ったような形にしまして、規制所管省庁の回答は点線囲いにするというような工夫をさせていただきまして、これを公表した暁には何が論点かということができる限り分かりやすくするようには努めたところでございます。

差し当たり私からは以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

これらの論点そのものはもう既にワーキング・グループで何回か議論したり、あるいはヒアリングしたりしているものでございますが、ただ今の御説明について何か御意見、御質問があればお願いいたします。

○大田議長代理 ありがとうございます。国際先端テストは、今、やっていることがこれから先のモデルになりますので、そういうつもりでやった方がいいと思います。規制改革会議の意見のところでは、「世界一ビジネスしやすい国を目指す」という観点に立って、「どこの国ではこれができる、しかし日本はできないからこういう問題が生じている」という書きぶりを統一した方がいいと思うのです。それからしますと、例えばビッグデータ・ビジネスについては単なる規制改革要求のようになっていますので、国際先端テストの書き方を統一してはどうかと思います。

○大崎座長 私からも1点、同じビッグデータについてなのですが、これは今の大田議長代理の御指摘を踏まえればもう一個○が付くことになるのかなと思いましたが、今の一番上の○についても「合理的な匿名化のための措置を取れば」という表現が私は引っかかって、「現行規定ではどのような措置をとれば合理的な匿名化措置として個人情報に該当しなくなるか」というふうにしないと、何か合理的であればいいというふうではないところが問題だと思っていますので。

浦野委員、どうぞ。

○浦野委員 ⑪番の輸出の関係の確認なのですが、あの場での確認でいくと関税局としては灰色の部分の①②とも具体的に進めているのだと。ただ、29年のコンピューターの更改というところが予算上もある意味動かせない、民間だったら前倒しでやるとかあるのでしょうか、そういうことも含めて何かもやもやしたところがあったのが一つ。

それから、先ほど大田議長代理がおっしゃったように、この部分の改革だけでは多分メリットは行って来いになるだけで、地方の通関業者が持つのか、あるいは1カ所でやるメーカーの方がその利を得るのか、行って来いだけの話なのです。だからここはむしろ29年の新NACCSの更改というところを前倒しにできないのかという表現の方が私はいいと思うのです。29年に向けて工程表を明確化するのではなくて、1年でも2年でも前倒しにな

るようという表現はとれないものでしょうか。

○大崎座長 ここはヒアリングのときもそういう話も出ていましたので、是非「平成 29 年の新 NACCS 公開予定の前倒しも含め」みたいなものは、文章上工夫していただければと思います。

他にいかがでしょう。

これは確認ですが、これはこのような形で基本的に答申の後ろにくっつくということになるのですか。

○中原参事官 答申の後ろというよりは、30 日に公表した資料としてまとめて先端テストの結果として御報告をするという形になるかと思います。

○大崎座長 そうすると、一般国民向けという意味では 30 日の会議資料が公表されているからそれを見る結果になる、そんな感じですか。それでこれら内容は短冊の方で答申にも盛り込まれているわけですね。

○中原参事官 短冊の方で結果は全部措置事項の中に事実上入っているということだと思います。

○大崎座長 では、森下委員、どうぞ。

○森下委員 盛り込む内容に関してなのですけども、ビッグデータのところなのですが、本文の方かどこかに年度は入るのですか。特にビッグデータとかはそんなに難しい話ではないと思うので、年度を入れてもらったらどうかと思うのです。

○中原参事官 規制改革会議の意見は当日の議論として出たものをまとめておきまして、それが 30 日に出るのですけれども、最終的な具体的な措置事項としては年度を入れる方向で調整をしています。これはまた後の議題で御説明申し上げます。

○大崎座長 それでは、この件についてはこのくらいでよろしいでしょうか。いずれにしましても本会議で改めて議論をするということになるかと思いますが。

続きまして議題 2 ですが、創業等ワーキング・グループ報告書（案）に関する御説明をお願いいたします。

○中原参事官 それでは、資料 2 と記載させていただいております規制改革会議創業等ワーキング・グループの報告書（案）をお開きいただければと存じます。

基本的にこれまで御議論いただきましたことを中心にまとめてございます。「規制改革の目的と検討の視点」というところにおきまして、「リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出」、2 ページの「インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大」「3. 国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備」という 3 つの大きな柱立てで記載をさせていただいております。

前回の親会議の中におきまして市場規模を入れるべきだという御指摘がございましたので、できる限り市場規模につながる数字を、例えば「資金供給の促進」というところでありまして「我が国の家計金資産は約 1,550 兆円に上るが」という記述ですとか、「取引所の国際競争力強化」におきましては世界の商品市場の出来高と我が国の商品市場の出来高

を対比したり、あるいは「震災に強いインフラの整備」のところに、これも従前からあったわけですが、「全国のマンションストック戸数」以下の記載を入れさせていただいております。

それから、「技術開発の優位性の確立」というところにも平成 24 年現在の自動車生産台数とマーケットの拡大傾向を入れていただくなどしております。

3 ページのビッグデータのところも、民間試算で 2011 年度で 1,900 億円、2020 年度で約 1 兆円規模という試算を入れさせていただくなど、市場規模のデータを記載させていただいております。

それから、3 ページのビッグデータの下のところ、正に先ほどの国際先端テストとの関係で指摘を受けたところでございますけれども、問題意識としまして米国 FTC ではこのようになっているのだ、我が国でもこれと同じことができしかなるべきではないかという趣旨の問題意識をあえて記載をさせていただいております、この問題意識と最後は報告書の答申あるいは閣議決定につながっていく措置事項とが連関したような形で、さらに年限を加えた形で決定をすることができないかということで、今、調整をさせていただいているところでございます。

それから、個票といいますか短冊といいますか、そういったところはビッグデータにつきましては、今、申し上げましたような形で問題意識で記載させていただきましたことと連関するような形で規制改革の内容を盛り込む方向で現在調整中でございますけれども、それ以外の事項につきましては、先ほど森下委員の御指摘もあった点も含めまして、おおむね年限も入れる方向で調整を了するのではないかと見込んでいるところでございます。

総合取引所の実現に向けた取組の促進というところにつきましては、今、記載ぶり等々をめぐって調整をしておりますけれども、こうした記載をさせていただいております項目については何らかの規制を盛り込む方向で調整を鋭意努めているところでございます。

それから、老朽化マンションの建替えの促進について。

○武藤参事官 こちらにつきましては先週座長また議長代理、あと久保利専門委員にも御参加いただいて、委員折衝の相手の国土交通省と法務省の審議官とやっていたところでございます。書きぶりについてまだ折り合っていないところがありますが、もともと項目全部削除というところからスタートして、具体的な改革内容をどこまで書き込むか、抽象的記述にとどまるのか、そこについて法務省と国土交通省両省と現在も調整が続いているところでございます。引き続きなるべく具体的に書けるような方策がないか検討していきたいと考えております。

○大崎座長 それでは、ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問があれば。

浦野委員、どうぞ。

○浦野委員 今、武藤参事官がおっしゃった最後の部分なのですが、もちろん大田議長代理にも大崎座長にも随分努力していただいたと思うのですが、特に法務省の言っていることは私は個人的にはとても納得できなくて、要するにあれば私人間の問題だ

と言い切ってしまうているのだけれども、これは防災だけではなくて建て替えるときに他の機能も取り込む、例えば高齢化社会に対して高齢者用のマンションとか医療ケアつきのものとか、そういうせっかくのチャンスなわけです。それが私人間の問題だと言うのは幾ら何でもセンスがなさ過ぎるなというのがある、もちろん我々としては震災ということの切り口にはしたのですけれども、やはり今後の機能の強化といったことも含めていただいて、その上で、難しいかもしれませんが区分所有の要件の緩和のところと借家権の更新拒絶の問題の部分と容積率緩和という少なくともこの3つについては具体的に検討を始めます。区分所有の要件の緩和について半分にしないとか3分の2にしないというのは我々も出過ぎかもしれませんが、少なくともそれについて具体的な検討を始めるという短冊には是非していただきたいし、それは当然この年度中に協議を始めるということで御努力いただければと思います、申し訳ございませんがよろしく願いいたします。

○大崎座長 この点は前回の本会議でもワーキング・グループの委員以外の委員の方からもいろいろ御指摘をいただいていますので、私もこの問題は全省庁として経済活性化のために規制改革が必要であるという認識を共有しているということはある意味示す試金石になるのではないかといい、やや大げさかもしれませんが思っておりますので、その点をよく説明していただいて、交渉というか協議していただければと思っております。

○羽深次長 もう一点、耐震性は今回国土交通省の方が進めるので、彼らは耐震性というよりも、逆に言えば耐震基準をクリアしていても古ければ直そうということなので、そういう意味ではもう少し広く捉えて老朽化ということですので、そこはむしろ耐震性よりも広く捉えたいという趣旨だということでした。

○大田議長代理 この間は向こうから言い出したのです。そこに絞ってくれた方がやりやすい。もちろんこちらは先ほどおっしゃったように高齢化ということも大きいですから。

すみません、事前に修正を出せばよかったのですが、時間がなくて。(1)(2)(3)の書き方を、これを見たら中身が分かるようにした方がいいと思うのです。(1)ですと例えば「ベンチャー企業への資金供給の促進」、(2)は「総合取引所の創設」、2の(1)は耐震性を出さないというのなら後でまた考えますけれども、例えば「耐震性強化のための老朽化マンションの建替え促進」、(2)は「先進自動車の公道走行支援」、3の(1)は「ビッグデータ活用のための個人情報ガイドラインの策定」、(2)はいろいろな話が入っているので、これは「時代に即した規制の見直し」でいいと思います。(3)番は「輸出通関申告の効率化、低コスト化」とか、その方がいいと思います。

○大崎座長 なるべく見出しだけ拾っても何が焦点になったのかが、それこそ別にメディア対策というわけではないですが、ささっと読む人が言っていることを理解しやすいというのは大事だと思います。

他にいかがでございましょう。

川本専門委員、どうぞ。

○川本専門委員 非常に細かい点なのですが、今、読みましたら、短冊のところ
26番の輸出通関申告官署のところに「通関手続におけるIT利用推進に係る工程表を作成し、
広く関係先のコンセンサスを得ながら」と書いてあるのですが、推測するに、地方
ごとにいる通関業者の方々の事業転換などが大変だということもあることは分かるので
すが、ここだけはっきり書きますと非常に目立ちます。他でももちろんコンセンサスを
得るべく努力するのは当たり前のことなので、これは落とした方がよろしいかなという
感じがいたします。

○大崎座長 強いていえば「広く関係先の意見も聞きながら」くらいでないと、
コンセンサスができていないから結論は駄目ですということでは困ると思います。

○大田議長代理 ここはカットしていいのではないかなと思います。関係先が地域の
通関業者や輸送業者だけでは困るわけで、輸出する企業の方が数は圧倒的に多い
わけですから当然のことですね。

○大崎座長 その辺は言葉を変えるときに、相手が知らないうちに変えたという
とまたもめると思うので、確認はしていただいて。

○羽深次長 分かりました。

○大田議長代理 これを入れれば全部に入れなければいけなくなって
しまいます。

○大崎座長 確かにコンセンサスという言葉は他にはないものな。

そうしましたら、今、御指摘の点はもちろん反映させるようにいたしまして、
ただ前にも1度文章で御確認もいただいておりますので、協議中の件については、
一旦閉会して、その後また協議、こちらの相談をさせていただくのですが、
とりあえずこの報告書の確定につきましては私にお任せいただく
ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○大崎座長 ありがとうございます。

○大田議長代理 すみません、1点、これも細かい点、今、気が付いた
のですが、20番の信書なのですが、何を言いたいかという
と、事業への参入要件と信書の明確化が2つ出て
いましたね。だから「ユニバーサルサービスを確保した上で」というのは
参入要件ではあるのですが、今でも何が信書なのかが分からないという
問題がこの間出ていましたね。しかし、「ユニバーサルサービスを確保した
上で」が最初の方に出てきているので。

○武藤参事官 信書の定義の明確化というお話だったと思うのですが、
そこを相手とも議論しまして、結果さらに定義を周知すべく頑張る
ということしか書けないということでありまして、それでしたら
今やっていることと変わらないので、あえて閣議決定という形で
ピンどめしなくてもいいかということです。

○武藤参事官 信書の定義の明確化というお話だったと思うのですが、
そこを相手とも議論しまして、結果さらに定義を周知すべく頑張る
ということしか書けないということでありまして、それでしたら
今やっていることと変わらないので、あえて閣議決定とい

う形でピンどめしなくてもいいかということです。

○大田議長代理 あえてピンどめしないということですね、今後に残すということですね。分かりました。

○武藤参事官 そういう趣旨で、項目としては上げないということに整理しております。

○大崎座長 ですから、「信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で」というのはある意味念押しなので要らないといえれば要らない表現かなとも思うのですが、やはりここは大事だということなのでしょうね。

○武藤参事官 ここは非常に重要なポイントではあると思います。

○大崎座長 だから、逆に特定信書便事業の業務範囲拡大が信書便のユニバーサルを阻害するようなところまで広がることはないという意味なのだろうと思うのです。今の表現も含めまして最終的にはもう一回私も確認いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、ワーキング・グループは以上とさせていただきます。ありがとうございました。